

# 町税の納期内納付にご協力をお願いします

● 税務課 収税係・収納特別対策係 ☎ 64-7704 ●

## 〔町税などの納め忘れはありませんか？〕

税金は、福祉や教育、消防・防災対策や道路整備など、さまざまな事業に使われる大切な財源です。

町では、町民の皆さんの健康で安全・安心な暮らしを維持し、税の公平性が保たれるよう、町税等の納期内納付を呼びかけるとともに、滞納解消に向けた取り組みを進めています。

納期限内に納付がない場合、延滞金が加算される場合があります。また、多くの納期内納税者との公平を保つために差押えなどの滞納処分の対象となります。

町税などの納付は自主納付が原則です。大多数の皆さんに納期内の自主納付にご協力をいただいておりますが、納税通知書をもう一度確認し、納め忘れのある場合は、早急に納付してください。

今後とも納期内納付にご協力をお願いします。

## 町税はコンビニエンスストアでも納付書を使って納税できます

※次に該当する場合は、取り扱いができませんのでご注意ください。

- バーコード印刷のない納付書、傷や汚れなどによりバーコードが読み取れない納付書。
- 取扱い期限（発行後1年）を過ぎたもの。 ○納付書の金額が30万円を超えるもの。



## 口座振替は便利・安全・確実です

「口座振替」は、皆さんの預金口座から、ご指定いただいた税目を納期日に自動的に振り替えて納付するものです。口座振替を利用すると、納付に向く手間が省け、納め忘れもなく確実に納期日に納付することができます。便利で安全、確実な口座振替をご利用ください。

### 〔手続き方法〕

口座振替依頼書に必要事項を記入し、預金口座の届出印を押して、税務課収税係（役場1階④番窓口）または取扱金融機関へ提出してください。口座振替依頼書は、税務課収税係または取扱金融機関の玉村町内の支店・郵便局の窓口にあります。

### 〔振替日（引き落とし日）〕

それぞれの税目に定められた納期ごとの納期限日です。振替日を確認の上、前日までに口座へ入金していただきますようお願いいたします。なお、振替できなかった場合の再振替は行っていませんので、翌月に送付する納付書（口座振替不能 納付書兼領収済通知書）で納めてください。

## 口座振替ができる取扱金融機関

下記の金融機関の本・支店および郵便局はどこでも受け付けています。

- ・群馬銀行
- ・東和銀行
- ・桐生信用金庫
- ・高崎信用金庫
- ・アイオー信用金庫
- ・しのめ信用金庫
- ・ぐんまみらい信用組合
- ・佐波伊勢崎農業協同組合
- ・高崎市農業協同組合
- ・中央労働金庫
- ・郵便局（全国）

## 納税が困難な場合は早めの相談をお願いします

町税は一定の条件に応じて公平に課税しており、納期内に納付することが原則です。やむを得ない事情により納税が困難な場合はお早めにご相談ください。

## 延長窓口の実施について

平日の昼間に仕事などにより、納税や納税相談ができない人には、毎週月曜日（祝日等の場合は翌日）午後7時まで延長窓口を開設しています。事前の連絡は不要で、電話での相談も可能です。

※介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付についても税務課で相談いただけます。税同様に納期内納付をお願いします。